



※ 登記識別情報の「複写不要」指示について

1) 事件の処理対象となる物件の一部に、登記識別情報の複写を要しない物件が含まれている場合には、該当の物件の表示をクリックして反転させた上で、「複写不要」ボタンをクリックすると、処理状況を「鑑発待」から「鑑確待」に更新します。



2) 確認メッセージが表示されるので、「はい」ボタンをクリックします。



* 選択した物件の処理状況が「鑑発待」から「鑑確待」に変わります。

